

4月から

役場の組織構成が変わります！

町民の利便性の向上や行政事務の効率化をめざし、4月1日から組織の再編をおこないます。

◆課の編成

「住民環境課」を「町民課」と「環境政策課」に再編

これまで町民の皆さまの協力により取り組んできたリサイクル事業に加え、持続可能な地域経済社会の構築のため、環境施策をさらに進める「環境政策課」と窓口の業務に加えマイナンバーカードの普及・啓発を図る「町民課」を新設します。

■町民課

(窓口係・戸籍係・年金係・野方支所窓口係・マイナンバー推進係)
マイナンバーカードにかかる業務を一体的に推進する「マイナンバー推進係」を新設

■環境政策課(環境衛生係・環境政策係)

衛生自治会、畜犬登録、公害防止その他環境衛生に関する事務に取り組む「環境衛生係」と、脱炭素などを重点的に取り組む「環境政策係」を新設

※浄化槽に関する業務は水道課から「環境衛生係」に移管します

「企画調整課」を「企画政策課」と「商工観光課」に再編

総合計画に掲げる重点目標の達成に向け、町の主要施策の企画・調整や地方創生、移住・定住への取り組み、地域振興や多文化共生に取り組む「企画政策課」と、スポーツ観光およびふるさと納税の推進を図り地域経済の活性化をめざす「商工観光課」を新設します。

■企画政策課(企画調整係・定住促進係・共生協働係)

持続可能なまちづくりをめざしSDGsを推進する「企画調整係」と、移住定住を促進する「定住促進係」、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現をめざして取り組む「共生協働係」を新設

※自治公民館に関する業務は総務課から「共生協働係」に移管します

■商工観光課(広報観光係・商工振興係)

係の内容は、これまでと変更なし

「耕地課」を「建設課」と「農林振興課」に移管

窓口のワンストップ化・住民サービスの向上を図るため、耕地課が所掌する農業用施設の維持管理(ハード部分)を「建設課」へ移管します。また、農地の管理(ソフト部分)を「農林振興課」に移管することで、農地の集約、有効活用を促進し、担い手の確保と農業経営の確立をめざします。

■建設課(土木係・建築係・都市計画係・管理係・土地改良施設係)

土地改良施設や用地に関する業務などをおこなう「土地改良施設係」を新設

■農林振興課

(営農推進係・農政係・林務水産係・畜産係・畜産指導係・耕地計画係)

耕地保全に関する業務などをおこなう「耕地計画係」を新設

◆係の編成

総務課

行政係と秘書係を統合し「秘書法制係」に係名変更

保健福祉課

子どもや家庭が抱えるさまざまな複合する課題に対し適切な支援をおこなうため、社会福祉係の業務の一部を児童福祉係に移管し、児童福祉係を「こども家庭係」に係名変更